

医療制度に関する意見書

政府は、医療制度改革関連法を成立させ、本年10月から現役並みの所得を有する高齢者の窓口負担を引き上げ、長期入院患者の食費の増額や居住費自己負担の導入を行った。また、平成20年4月から、広域連合を運営主体とする後期高齢者医療制度の創設等により、これまでの健康保険制度及び医療制度は大きく変わる事となる。

しかしながら、住民税の引上げや介護保険料の見直し、一昨年の国民年金法改正に伴う年金給付水準の抑制等により、すでに高齢者の生活には多大な影響が生じており、今後の医療保険の負担増加によりさらに混乱が生じる懸念がある。

また、医療制度改革においては、地域医療の空洞化問題に対して十分な対策が示されておらず、日々受診する医療機関が持続的・安定的に存続することに対する不安が高まってきている。

よって、国会及び政府においては、国民が安心して暮らせる医療制度を確保するため、下記の事項を含む施策を早急に行うよう強く要望する。

記

- 1 医療制度改革の具体的施策を実施するに当たっては、患者・保険者・医療提供者の意見を十分に反映するとともに、医療提供体制が空洞化しないよう必要な見直しを行うこと。
- 2 サービスを利用する際の自己負担については、利用者の収入状況を勘案し、特に低所得者向けの負担軽減策を検討すること。
- 3 小児科・産科を含め、地域医療の空洞化を防ぎ、居住する地域にかかわらず、必要な医療が受けられるよう早急に対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年（2006年）12月13日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）全議員